

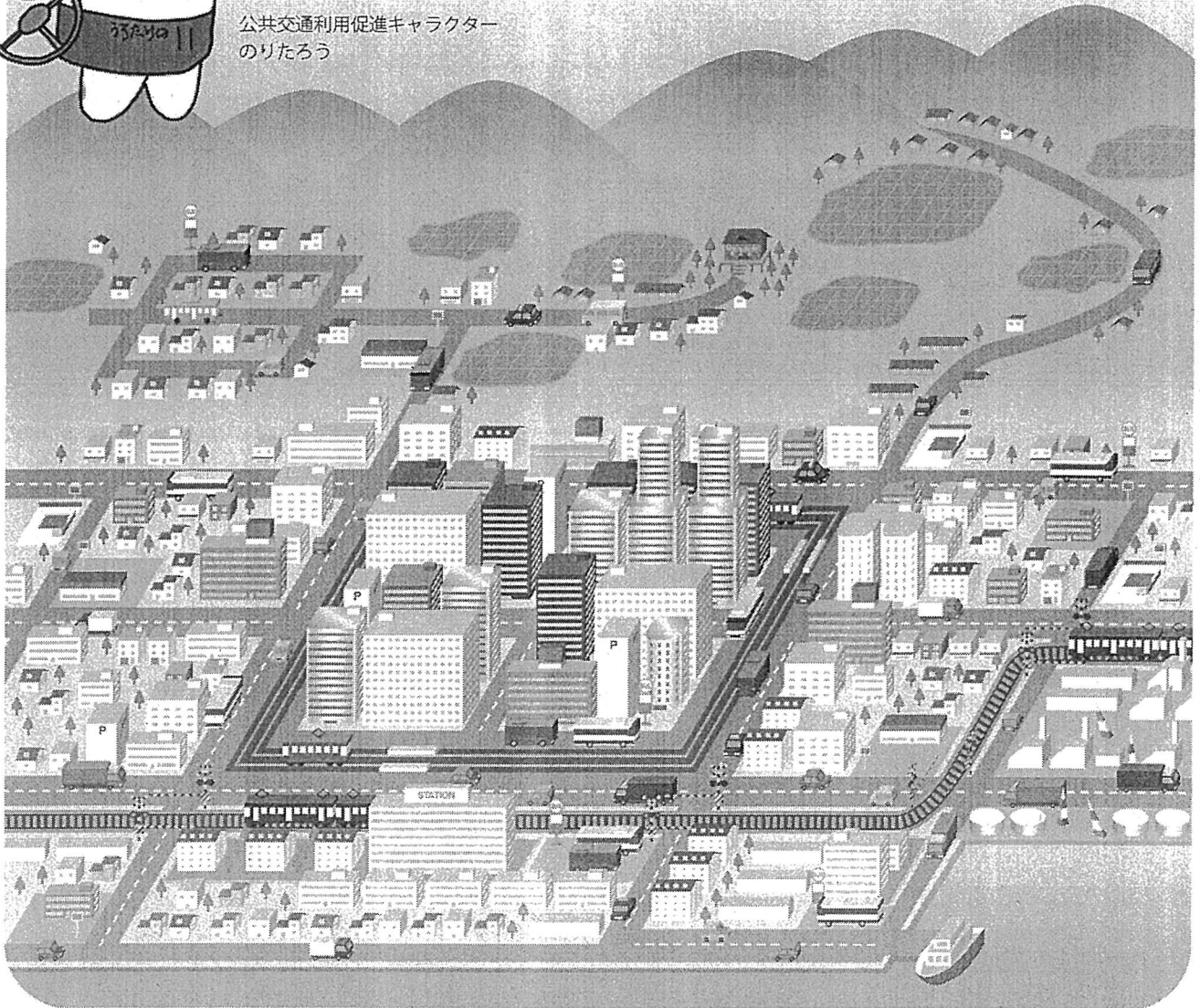
地域公共交通網形成計画及び 地域公共交通再編実施計画 作成のための手引き

抜粋

第4版（平成30年12月）



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう



はじめに.1 網形成計画・再編実施計画の目的と特徴

人々が自立した生活を営む上では“移動”は欠かせないものですが、近年のモータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が、更に公共交通利用者を減少させることになるなど、いわゆる「負のスパイラル」に陥っている状況が見られ、このままでは地域で公共交通が成り立たなくなる可能性もあります。

地域公共交通の維持・改善は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。しかし、地域によって抱える課題は様々であり、解決すべき課題が異なれば地域における公共交通の“必要性”や“在り方”も異なってきます。これまで公共交通計画は民間事業者を中心に検討されてきた地域も多いですが、この枠組みを見直し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進める必要があります。

こうした背景を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法と呼びます）の改正が平成26年11月20日に施行され、網形成計画の策定ができるようになりました。この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものです。その際、公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う場合には、再編実施計画の策定ができるようになりました。

本手引きでは、網形成計画・再編実施計画の策定の際に参考となる、手順・考え方を示しています。地方公共団体職員をはじめ地域の関係者の皆さんの実務に少しでもお役に立てると幸いです。

交通政策基本法の基本原則に則り、

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築することが求められています。

- ・日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等
- ・まちづくりの観点からの交通施策の促進
- ・関係者相互間の連携と協働の促進 等

地域戦略の一環として、持続可能な公共交通ネットワークの形成を、網形成計画の策定・実施により推進します。更に、網形成計画に基づき、地域公共交通再編事業を実施する場合には、再編実施計画を策定し、公共交通ネットワークの再編を推進します。

国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、マスタープランとなる「**地域公共交通網形成計画**」を策定することができるようになりました。

面的な公共交通ネットワークを再構築するために、地方公共団体の支援を受けつつ実施する「**地域公共交通再編事業**」が創設されました。

地方公共団体が、交通事業者との合意の上で、地域公共交通再編事業を実施するための計画である「**地域公共交通再編実施計画**」を策定できるようになりました。

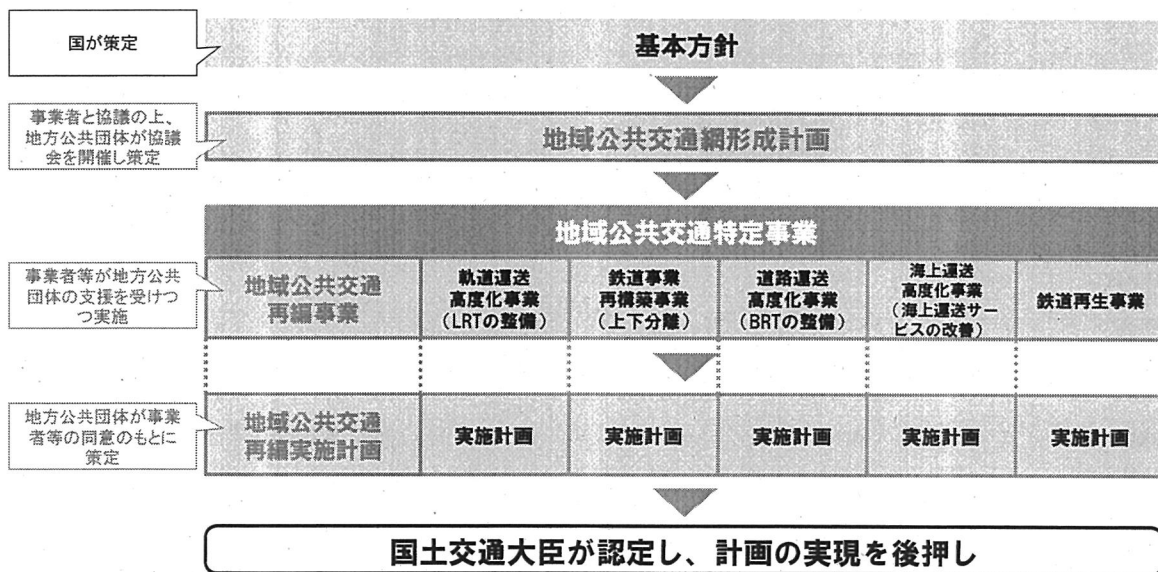
▲活性化再生法改正のポイント

はじめに.2 網形成計画とは？再編実施計画とは？

網形成計画と再編実施計画の違いについては、以下のとおり整理できます。

網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地域公共交通特定事業など様々な取組）について記載します。

再編実施計画とは、「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画の一つです。網形成計画において、地域公共交通特定事業のうち「地域公共交通再編事業」に関する事項を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成することができます。この計画は、地方公共団体が事業者等の同意のもとに策定します。



▲網形成計画と再編実施計画の位置付け

はじめに.5 なぜ網形成計画・再編実施計画を作成すべきなのか？作成のメリットは？

網形成計画・再編実施計画の策定によるメリット（作成の意義）について、主なものを以下に紹介します。

メリット① 地域公共交通政策の「憲法」

網形成計画・再編実施計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で公共交通ネットワークを整備します」という宣言文です。地域の方々から寄せられる「なぜこの地域にバスが通っていて、別の地域には通っていないのか？」、「どういう基準で公共交通サービスを導入しているのか？」といった、交通政策の在り方や個別事業の実施理由や効果に関する問いかけに明確に回答することができるようになります。また、計画に事業の位置付けが明確化されることによって事業実施の根拠となり、予算化や補助申請、庁内での協議がスムーズとなることも考えられます。

メリット② まちづくりとの連携強化

活性化再生法の改正により、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することが明記されたことで、コンパクトな都市構造の実現を支援する網形成計画の検討が可能になります。

メリット③ 関係者間の連携強化

法定協議会を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画策定を進めることで、行政の動きと歩調を合わせた民間の計画を立てることができるとともに、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできます。また、こうした関係者間の連携の強化を継続することは、公共交通の正のスパイラルへの転換のきっかけづくりとなり得ます。

メリット④ 公共交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

網形成計画は単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域全体の公共交通を「ネットワーク」として総合的に捉えるものです。網形成計画の策定をきっかけに、地域全体のネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシーなどを一体として検討し、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができる点がメリットです。

メリット⑤ 公共交通担当者の「遺言」（政策の継続性）

地方公共団体の職員は数年間で異動してしまうことが多く、いくら優れた公共交通施策を実施しても、引継ぎがうまく機能しない場合、担当者の変更によって方針がぶれてしまったり、事業が頓挫してしまったりする危険性があります。しかし、網形成計画・再編実施計画が「遺言」として次

の担当者に引き継がれることにより、政策の継続性が確保され、公共交通を着実に改善するとともに、諸手続の省力化ができるメリットもあります。

はじめに

網形成計画・再編実施計画の背景・趣意を知りましょう

はじめに 5 なぜ網形成計画・再編実施計画を作成すべきなのか？作成のメリットは？

1.1 網形成計画・再編実施計画の内容・構成について

地方公共団体は、網形成計画において地域公共交通再編事業（以下、「再編事業」という。）の概要を定めた上で、特定旅客運送事業者等の同意を得て当該事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画（以下、「再編実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。網形成計画及び再編実施計画に記載すべき事項については以下のとおりです。なお、網形成計画の作成には、基本方針の記載（詳細編の参考資料）にも十分に留意することが必要です。

▼網形成計画・再編実施計画の法定の記載事項

	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」	「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画
記載事項	<p>〔記載する事項〕（法§5②）</p> <p>① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</p> <p>② 計画の区域</p> <p>③ 計画の目標</p> <p>④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体 （※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④））</p> <p>⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>⑥ 計画期間</p> <p>⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>〔記載に努める事項〕（法§5③）</p> <p>都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項</p>	<p>〔記載する事項〕（法§27の2①、法§27の3①）</p> <p>① 実施区域</p> <p>② 事業の内容・実施主体</p> <p>③ 地方公共団体による支援の内容</p> <p>④ 実施予定期間</p> <p>⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法</p> <p>⑥ 事業の効果</p> <p>⑦ 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項</p> <p>⑧ 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項</p> <p>⑨ その他地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項</p>

以下に網形成計画の記載事項について概説します。

▼網形成計画の記載事項の概要

記載事項	概要	入門編内で参考になる箇所
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。	入門編「第1章 1.1 策定に当たってのポイント」①～③
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。	入門編「第1章 1.3 策定に当たってのポイント」②
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。	入門編「第4章 目標を設定し、モニタリングの仕方を考えましょう」
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。	入門編「第5章 これからのサービスの在り方を考えましょう」
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。	入門編「第4章 目標を設定し、モニタリングの仕方を考えましょう」
⑥計画期間	原則5年程度ですが、地域の実情に合わせて設定しましょう。	入門編「第4章 目標を設定し、モニタリングの仕方を考えましょう」
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載してください。	

第1章

1. 1 網形成計画・再編実施計画の内容・構成について
 網形成計画・再編実施計画策定のポイントを理解しましょう

[詳細編を確認]

- ・詳細編「第1章 1.3 網形成計画策定に必要な検討項目」
- ・詳細編「第1章 1.4 網形成計画の構成」